

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和4年10月（改訂）

令和4年3月（現行）

備考

札幌市公共測量仕様書の改訂について

令和4年10月単価適用の委託業務から適用

～本仕様書を使用される皆様へ～

本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html>

札幌市公共測量仕様書の改訂について

令和4年~~3~~月単価適用の委託業務から適用

～本仕様書を使用される皆様へ～

本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html>

（変更）

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

令和4年10月（改訂）

令和4年3月（現行）

備考

令和4年10月（改訂）	令和4年3月（現行）	備考
<p>I-35 現場管理と安全の確保</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達令和4年2月)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>3. ~12. (省略)</p>	<p>I-35 現場管理と安全の確保</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達令和3年3月)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>3. ~12. (省略)</p>	<p>諸基準の改定に伴う変更</p>